

長崎労働局発表
令和8年3月30日

担当	長崎労働局 雇用環境・均等室 室長 平川 礎恵 指導主任 荒木 智也 電話 095-801-0050
----	---

令和8年度「アルバイトの労働条件を確かめよう！」 キャンペーンを実施します ～学生アルバイトのトラブル防止のために～

長崎労働局（局長 倉永 圭介）では、大学生等を対象として、多くの新入学生等がアルバイトを始める4月から7月までの間、自らの労働条件の確認を促すことなどを目的としたキャンペーンを実施します。

本キャンペーンは平成27年度から実施しており、本年度で12回目となります。

キャンペーン期間中、長崎労働局では総合労働相談コーナーに「若者相談コーナー」を設置し、学生等からの相談に重点的に対応するほか、アルバイトを始める前に知っておいてほしいポイントをまとめたリーフレット（別添2、3）の配布などを行いますので、これからアルバイトを始める学生・生徒のみならず、既にアルバイトをされている方も、この機会にぜひ、ご自身の労働条件を確かめてみてください。

【キャンペーンの概要】

1 実施期間

令和8年4月1日から7月31日まで

2 重点的に呼びかける事項

- (1) 労働条件の明示
- (2) 学業とアルバイトの両立に配慮したシフトの設定
- (3) 休憩時間や年次有給休暇の適切な取扱い
- (4) 労働時間の適正把握による適切な賃金の支払い
- (5) 商品の買取り強要等の抑止とその代金の賃金からの控除の禁止
- (6) 労働契約の不履行に対してあらかじめ損害賠償額を定めることや労働基準法に違反する減給制裁の禁止

3 主な取組内容

- (1) 長崎労働局による大学等への出張相談の実施（要望があった場合）
- (2) 長崎労働局雇用環境・均等室及び県内の労働基準監督署に設置されている総合労働相談コーナーに「若者相談コーナー」を設置し、学生等からの相談に重点的に対応
- (3) 大学等でのリーフレットの配布等による周知・啓発

4 相談・回答事例

事例1 アルバイトは休憩が取れないの？

休憩は仕事から完全に離れられる時間で、労働時間が6時間超は45分、8時間超は60分必要です。

事例2 職場の都合で増やされたアルバイトのシフトは断れないの？

働き始めに取り交わした労働契約の内容を確認し、シフトが契約の範囲を超えている場合は、会社は一方的に変更できません。変更の際は、従業員の同意が必要です。

事例3 アルバイトを辞めるにも条件があるの？

有期契約の途中退職は原則できませんが、無期契約なら退職届を出せば、退職の申し入れをして2週間後に退職できます。

これら以外の疑問も若者相談コーナーにご相談ください！

[別添1 令和8年度「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンの概要 \[PDF形式：184KB\]](#)

[別添2 学生・生徒のみなさんへ はじめての「働く」に寄り添う。 \[PDF形式：6.4MB\]](#)

[別添3 事業主のみなさんへ Let's Check! 確かめよう！アルバイトの労働条件！ \[PDF形式：1.3MB\]](#)